

備考

- 1 この表の C1～C13階層における「市町村民税所得割の額」とは、調整控除以外の税額控除の控除前の所得割の額です。ふるさと納税による税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除は保育料の算定対象外です。
- 2 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その児童と同一世帯に属して生計を一つにしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行います。
- 3 C1～C13階層における同一世帯から認可保育所、幼稚園または認定こども園に入所(園)している2人以上の児童がいる場合の保育料は、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金とします。

第1欄 (各月初日の階層区分)	第2欄 (徴収基準額)	
C1階層 ～ C13階層	ア 年齢が高い順に1人目の児童	徴収基準額表に定める額 当該児童年齢の上段の額
	イ 年齢が高い順に2人目の児童	徴収基準額表 × 0.5 (当該児童年齢の中段の額)
	ウ 年齢が高い順位に3人目以降の児童	0円 [当該児童年齢の下段の額]

- 4 年度途中において、税の修正申告や更正があった場合には、直ちにその控えをこども支援課保育担当まで提出してください。
- 5 C2～C3階層のうち所得割額が57,700円未満の世帯の場合、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子は基準額の半額(当該児童年齢の中段の額)、第3子は無料となります。
- 6 C2階層～C4階層のうち所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合、上のお子さんが小学生以上の場合も含め、第2子以降は無料となり、また、第1子のお子さんについては基準額の半額(当該児童年齢の中段の額)となります。(所得割額が48,600円未満の場合は基準額△1,000円の半額となります。)
- 7 世帯に年齢制限なく3人以上の子どもがおり、3人目以降の子どもが0歳児から2歳児クラスまでに在籍する子どもで三芳町に住所を有し保育所等を利用している場合、保育料が減額となる可能性があります。